

## 第三次宜野湾市教育振興基本計画（素案）パブリックコメントへの対応について

番号	計画書のページ	ご意見の内容（原文を尊重し記載しています）	計画(案)の修正等		ご意見に対する回答（市の考え方）
			有	無	
1	50	<p>【キャリア教育の充実】基本的な考え方 基本的な考え方の中に「（前略）中学校では、職場体験や進路探究を通して社会の中で自分の役割を考え、将来を見通す力を養います。（下略）」と記載されていますが、これだと職場体験をすることが目的化するような記述のようにおまわられます。職場体験の意味を否定するものではありませんが、職場体験には、実施先の確保、職場体験の内容の格差、体験実施後のリフレクションの不十分さ等の課題があると思います。中学生段階でのキャリア教育で言うようなことは「多様な価値観（生き方）との接触（獲得）を通じた自らの生き方の模索」だと考えます。そこで、「職場体験や進路探究」ではなく「多様な人びとの生き方を学ぶこと」に置き換えてはいかがでしょうか？</p>	○		<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり「キャリア教育」が職場体験を中心とする勤労教育が重視された内容となっているため、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「（前略）中学校では、多様な人びとの生き方を学ぶことを通して社会の中で自分の役割を考え、将来を見通す力を養います。また、キャリアパスポートやICTを活用して学習や体験を振り返ることで、自己理解を深め、次の学びへの意欲につなげます。さらに、地域や企業との連携を広げ、多様な体験を提供することでキャリア教育で育成すべき能力である「基礎的・汎用的能力」の育成を図ります。」</p>
2	50	<p>【キャリア教育の充実】基本的な考え方、及びキャリア教育指導計画に基づいた事業の充実 基本的な考え方の最後に「望ましい勤労観や職業観の形成を図ります」、キャリア教育指導計画に基づいた事業の3項目目に「（前略）勤労観・職業観の育成をめざします」と記載されています。これだと、本市の目指す「キャリア教育」は「職業教育」に限定されていると読み取れますが、それでよいのでしょうか？「キャリア教育」の「キャリア」とは、単に進路、就職にとどまらない「生き方」そのものです。本計画には、この視点がまったく見られず、児童・生徒を単なる労働力の育成として捉えているように感じます。勤労観・職業観の前に、人生観（生き方）をとりいれることを検討してもらいたい。</p>	○		<p>上記同様、勤労観・職業観の視点が重視されていますので、修正いたします。</p> <p>□小学校では「将来の夢を描くことができる」、中学校では「自己理解に基づく進路選択ができる」能力の育成を体系的に、発達の段階に応じたキャリア教育に取り組みます。</p>
3	53	<p>【道徳教育の充実】 本市の平和学習は、本計画のどこに位置づいているのでしょうか？児童・生徒の発達段階に応じた平和学習を計画し、場当たりの・イベント的ではない、各園・学校の創意と工夫、学校外のさまざまな関係者・機関と連携した平和学習の実施が必要だと考えます。</p>	○		<p>ご指摘のように、平和教育の記載がありませんので、具体的な取組を以下のとおり追加記載いたします。</p> <p>□教育活動の年間を通して、戦争の悲惨さから生命の尊さを学び、平和な社会を築く力や多様な価値観を尊重する態度を育て、持続可能な平和の実現を目指す児童生徒の育成を図ります。</p>
4	62	<p>【大学との連携の充実】 大学と本市や教育委員会は連携協定を締結しているので、従来以上に「大学の積極的な活用」を考えるべきである。例えば、「英語ストーリーコンテスト」の会場としての大学施設の利用や大学教員の審査員登用、大学生によるデモンストレーションの実施、大学と連携した図書館、博物館での企画の実施等、もっと踏み込んだ活用が可能だと考える。</p>		○	<p>貴重なご提案ありがとうございます。 学校の意向を踏まえつつ、より一層、連携が深まるよう相互で意見交換を図りたいと存じます。</p>

番号	計画書のページ	ご意見の内容（原文を尊重し記載しています）	計画(案)の修正等		ご意見に対する回答（市の考え方）
			有	無	
5	75	<p>キャリア教育であれば「宜野湾未来づくり連携協議会」、平和教育であれば「平和大使」といった市長部局が展開している教育的事業と、教育委員会とがどのように連携・協力を図ろうとしているのか、まったくわからない。さらに、博物館法の改正にともなう観光産業との連携、スポーツ部門の市長部局への移管等、教育委員会と市長部局の連携が必要な事業は数多く存在している。くわえて、本市委においては「総合教育会議」がまったく機能していない。こうした状況を踏まえ、市長部局との連携について、第5章の行政の役割に記載されている「調整を図ります」にとどまらない、積極的な記載が必要だと考えます。</p>	○		<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>教育施策の推進にあたっては、市長部局と教育委員会が緊密に連携し、本市の教育資源を最大限に活用していくことが不可欠であると認識しております。ご指摘いただいたキャリア教育や平和教育、また博物館法改正への対応など、市長部局との連携が必要な事業は多岐にわたります。これらの事業をより効果的に推進するため、ご提案の趣旨を踏まえ、本計画の第5章「行政の役割」等における記述を以下のとおり修正いたします。</p> <p>6つ目の「・多岐にわたる教育課程に対応する～（省略）」を「市長部局との緊密な連携のもと、部局横断的な協力体制を構築し、一体となって教育施策を推進します」といった、より積極的な連携の姿勢を示す表現へと修正いたします。上記の修正に伴い、4つ目の「・市（行政）内の連携」部分の内容が重複しておりましたので、削除いたします。</p> <p>今後も、本計画に基づき、市長部局と教育委員会が足並みを揃え、実効性の高い教育行政の推進に努めてまいります。</p>
6	20	<p>【医療的ケア児への対応について】</p> <p>医療的ケア児への対応において「看護師の資質向上」及び「勤務体制整備」と記載されていますが、その具体的内容が示されていません。子どもの命と安全に直結する重要事項であることから、資質向上の具体策として以下を計画内に明記することを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児在宅医療及び医療的ケア（吸引、経管栄養、人工呼吸器管理等）に関する専門研修の定期実施</li> <li>・緊急時対応を想定した実践的シミュレーション研修</li> <li>・医師や訪問看護師等との合同研修体制の構築</li> <li>・定期的なスキル評価及びケース検討会の実施</li> <li>・複数配置や代替要員確保を含む具体的な勤務体制整備</li> </ul> <p>理念にとどまらず、実施回数や体制など具体的に示すことを求めます。加えて、学校看護師は単に医療行為を担う存在ではなく、学校教育の一員として教職員と連携し、児童生徒の学習活動を支える役割を担う重要な専門職であると考えます。</p> <p>そのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員との連携方法</li> <li>・教育補助的役割に関する理解</li> </ul> <p>などについても研修内容に含めることを求めます。特に、先進的な取り組みを行っている県外自治体の学校看護師等から実践的な研修を受ける機会を設けることを、計画内に具体的に明記していただきたいと考えます。</p> <p>医療面のみならず、教育現場における専門性の向上を図ることが、医療的ケア児の安全確保と学習保障の両立につながるものと考えます。</p>		○	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>医療的ケア児への対応に係る看護師の資質向上及び勤務体制の整備につきましては、幼児児童生徒の生命・安全を最優先とし、充実を図るべき重要課題であると認識しております。</p> <p>小児在宅医療及び医療的ケア（吸引、経管栄養、人工呼吸器管理等）に関する専門研修の定期実施、緊急時対応を想定した実践的シミュレーション研修・医師や訪問看護師等との合同研修集の体制の構築・定期的なスキル評価及びケースの検討会の実施に関してですが、市や校内での研修・取り組みのみならず、県主催の医療的ケア看護師研修会等にも参加し、研鑽に努めているところであります。</p> <p>また、複数配置や代替要員確保を含む具体的な勤務体制の整備につきましては、医療的ケアを要する幼児児童生徒に対し、専属看護師を1名配置、休みなど代替看護師として統括看護師を市内に1名配置している状況でございます。今後も専門的知見の向上に資する研修や、緊急時対応を想定した取り組み、関係職種との連携の在り方の共有等を通じ、実践力の向上に努めてまいります。</p> <p>教職員と看護師との連携方法協働や教育補助的役割に関しましても校内での支援会議や県や市の研修会を通して教育現場への理解を深める機会とし、新たな研修の機会や回数等に際しましては、現場の支援体制や状況を踏まえ、検討してまいります。</p>

番号	計画書のページ	ご意見の内容（原文を尊重し記載しています）	計画(案)の修正等		ご意見に対する回答（市の考え方）
			有	無	
7	52	<p>⑥人権教育の推進について 人権教育の推進にあたっては、まず教育委員会及び教職員の人権意識と専門性の向上が不可欠であると考えます。 そのため、教育委員会並びに全教職員を対象とした体系的・継続的な人権研修の強化を具体策として明記することを求めます。 特に、・いじめ問題・障害理解・多様性理解・差別問題に関する事例検討型研修や、外部専門家を活用した研修体制の構築を明示すべきです。 また、他自治体のように教育委員会内に人権教育やいじめ対策を専門に担う部署を設置し、未然防止から早期対応、再発防止まで一貫して対応できる体制整備を計画内に明記することを求めます。</p>		○	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>人権教育の推進に当たりましては、教育委員会及び教職員自らの人権意識と専門性の向上が基盤であり、極めて重要な視点であると受け止めております。そのため、いじめ問題、障害理解、多様性や差別に関する課題等を含め、「人権の日」の設定や校内研修、ケース会議等において、事例の検証や外部専門家を活用し、教職員や幼児児童生徒等へ理解の深まりに努めているところでございます。 また、専門部署や組織体制の在り方につきましては、本市の実情や他部署との連携を踏まえつつ、未然防止から早期対応、再発防止まで切れ目なく取り組める体制整備に努めてまいります。</p>
8	55	<p>⑨食育の推進について 41ページにおいて、学校給食を通して正しい理解を深め、望ましい食習慣の形成を図ると記載されています。 しかしながら、現状では嚥下障害のある児童に対する学校給食の二次調理が十分に実施されておらず、同じ給食を共に食べることが難しい状況があります。 食育を推進するのであれば、すべての児童が安全に、そして共に給食を通じた学びを得られる環境の整備が不可欠であると考えます。 そのため、嚥下障害のある児童への対応を含めた学校給食の二次調理の実施を、計画内に具体的施策として明記することを求めます。 食育とは単に栄養指導を行うことではなく、「共に食べる経験」を通して育まれるものであり、誰一人取り残さない取組こそが真の食育の推進であると考えます。 理念にとどまらず、具体的な体制整備と実施方針の明示を強く求めます。</p>		○	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>学校給食を通じて正しい理解を深め、望ましい食習慣の形成を図ることにつきましては、すべての児童が安全かつ安心して給食の時間を共有できる環境づくりが重要であると認識しております。 嚥下機能に配慮を要する児童への対応につきましても、個々の状況に応じた適切な配慮の在り方を検討し、安心・安全を最優先に取り組んでまいります。具体的な実施方法や体制の在り方につきましては、衛生管理基準や施設設備の状況等を踏まえ、慎重に検討してまいります。</p>
9	56	<p>⑩特別支援教育の充実について 特別支援教育の充実については、児童生徒本人及び保護者が実感できる「教育の充実」が実現されることを強く期待します。 そのため、・具体的な成果指標の設定・支援員や専門職配置に関する数値目標・合理的配慮の実施状況の検証・達成状況の公表を計画内に明記することを求めます。 また、当事者及び保護者の意見を継続的に反映させる仕組みについても示していただきたいと思います。</p>		○	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>特別支援教育の充実につきましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応えることが基本であり、その成果が本人及び保護者に実感いただけるよう取り組むことが重要であると認識しております。 具体的な成果指標の設定・支援員や専門職配置に関する数値目標・合理的配慮の実施状況の検証・達成状況の公表につきましては、学校現場と協議を進め、学習環境の整備に努めているところでございます。 また、支援員事業に対しての達成状況につきましては、学校現場、保護者様に毎年アンケートを実施し、数値化した指標を第三次教育振興基本計画に記載してございます。今後も実効性のある方法を検討するとともに、当事者や保護者様、学校現場のご意見を継続的に伺い、施策の改善につなげる仕組みの充実にも努めてまいります。</p>